

特定非営利活動法人 コミュネット楽創 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人コミュニティ楽創と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障がいを持った方等に対し、個人・団体・関連諸機関との交流を通してネットワークを構築・活用し、医療機関ならびに生活支援・障害福祉サービス事業所等の施設運営・就労支援事業などを行い、医療・福祉の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ア. 障がいを持った方等を対象とした福祉施設の運営
- イ. 障がいを持った方等に対する生活支援
- ウ. 障がいを持った方等に対する就労支援
- エ. 医療機関の運営
- オ. 福祉・医療向上のための啓発・研修
- カ. 上記の活動に関する連絡・助言・援助
- キ. その他、この法人の目的達成のため必要な事業

(2) その他の事業

- ア. 物品の斡旋および販売
- イ. 役務の提供
- ウ. その他、この法人の目的達成のため必要な事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人には、次に掲げる会員を置き、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人および団体。総会において議決権を有する。
- (2) 賛助会員 この法人の趣旨に賛同して入会した個人及び団体。総会において議決権を有さない。
- (3) その他の会員 理事会が別に規則において定めた会員。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(年会費)

第8条 正会員は、年会費 12,000 円を当該年度開始日から 3 か月以内に納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、総会において定める年会費を、納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正会員が、継続して1年以上年会費を滞納したとき。
- (4) 賛助会員が、継続して2年以上年会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において出席した正会員の過半数の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の年会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上
- (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち1人を理事長とする。
- 3 理事のうち副理事長をおくことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選出する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
- 4 総会が招集されるまでの間において、補欠または増員のため理事または監事を緊急に選任する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、理事会の議決により、これを選任することができる。この場合においては、当該理事会開催後最初に開催する総会において承認を受けなければならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前二号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 総会で選出された役員については、前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の

残存期間とする。

- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補助)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会に出席した正会員の過半数の議決により、これを解任することができる。この場合には、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局)

- 第20条 この法人に事務局を設けることができる。
- 2 事務局に職員を置く場合、理事長がこれを任免する。
- 3 事務局の運営および職員に関する必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(委員会)

- 第21条 この法人は、特定の事業の円滑な遂行を図るため、理事会の議決を経て、その事業に関する委員会を設けることができる。
- 2 委員会は、その定められた事業について、理事会の議決に基づき遂行する。
- 3 委員会の組織および運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

第5章 総会

(種別)

- 第22条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は以下の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 事業計画および収支予算並びにその変更
- (3) 事業報告および収支決算
- (4) 解散
- (5) 合併
- (6) 役員の選任および解任、職務および報酬
- (7) 会費の額
- (8) その他運営に関する事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の3分の1以上から会議の目的である事項を示した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合は、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも14日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることが出来ない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 正会員総数および出席者数（書面もしくは電磁的方法をもつての表決者にあつては、その数を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその総会において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。)、その他新たな義務の負担および権利の放棄
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号および第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面または電子メールをもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、その理事会の出席理事の中から選出する。

(定足数)

第37条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開催することが出来ない。

(議決)

第38条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(表決権等)

第39条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決することが出来る。
- 3 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わる事ができない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名(書面もしくは電磁的方法をもつての表決者にあつては、その旨を付記すること)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその理事会において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第43条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(会計の原則)

第44条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第45条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計およびその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第46条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎事業年度に理事長が作成し、総会の議決を得なければならない。

(暫定予算)

第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しない時は、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告および決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経て実施され、実施後最も近い総会で報告されなければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の過半数以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項は、所轄庁の認証を得なければならない。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事項により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取消し

2 前項第1号の規定に基づきこの法人が解散する時は、総会において正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の規定に基づき解散する時は、所轄庁の認定を得なければならない。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

(残余財産の帰属先)

第54条 本会が解散の際に有する残余財産は、総会において出席した正会員の過半数をもって決した特定非営利活動法人または公益法人に寄付するものとする。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、インターネットホームページ上に掲示して行う。

第9章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な事項はこの定款で定めるものを除き、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事 日下部 ミヨ

理事 菅原 道德

理事 杉森 洋子

理事 高田 祐子

理事 常盤野晴子

理事 中山 英昭

理事 日沼 毅

理事 本多 俊紀

理事 松山 英治

理事 山本 創

監事 小竹 澄枝

監事 重泉 敏聖

3. この法人の設立当初の役員任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2005年5月31日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第46条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から2004年3月31日までとする。
6. この法人の設立当初の会費は第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 年会費 個人 2,000円
団体 2,000円
7. この定款は、2005年8月16日から施行する。
8. この定款は、2017年7月18日から施行する。
9. この定款は、2018年5月16日から施行する。
10. この定款は、2020年5月20日から施行する。
11. この定款は、2025年 月 日から施行する。

定款変更の認証を受けた事業年度の事業計画書

2025 年 4 月 1 日 から 2026 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 コミュネット楽創

1 事業実施の方針

・本法人は、定款及び趣旨書に記載したことを目的に活動をする。

3つの障がい福祉事業所の運営を中心に、障がい者就労支援、障がい者生活支援、地域社会とのネットワーク作りを行う。

・精神科クリニック開業準備

医療法人社団倭会から2026年4月1日の精神科クリニックの事業譲渡提案を受け、2026年4月の開院に向け準備を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
障がいを持った方等を対象とした福祉施設の運営 障がいを持った方等に対する生活支援 障がいを持った方等に対する就労支援	ホワイトストーンズの運営	(A) 2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日 (B) 札幌市白石区 (C) 約 10 名	(D) 障がいを持った方等 (E) 約 50 名	31,680
障がいを持った方等を対象とした福祉施設の運営 障がいを持った方等に対する生活支援 障がいを持った方等に対する就労支援	コンポステラの運営	(A) 2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日 (B) 札幌市北区 (C) 約 10 名	(D) 障がいを持った方等 (E) 約 80 名	35,180

障がいを持った方等を対象とした福祉施設の運営 障がいを持った方等に対する生活支援 障がいを持った方等に対する就労支援	就業・生活相談室からびなの運営	(A) 2025年4月1日～2026年3月31日 (B) 札幌市北区 (C) 約10名	(D) 障がいを持った方等 (E) 約500名	30,875
福祉・医療向上のための啓発・研修	障がい者雇用・IPS・WRAP・スティングモデル等の学習会・研修会・研究	(A) 2025年4月1日～2026年3月31日 (B) 札幌市内 (C) 約10名	(D) 不特定 (E) 約50名	200
上記の活動に関する連絡・助言・援助	障害者雇用相談援助事業の事業実施準備と運営	(A) 2025年4月1日～2026年3月31日 (B) 北海道内 (C) 3名	(D) 不特定 (E) 不特定	3,005
福祉・医療向上のための啓発・研修	コミュニティ活性化事業「夜のお茶の間」の開催	(A) 2025年4月1日～2026年3月31日 (B) 札幌市内 (C) 4名	(D) 不特定 (E) 約200名	85
その他、この法人の目的達成のため必要な事業	事業活動の管理	(A) 2025年4月1日～2026年3月31日 (B) 札幌市内 (C) 3名	(D) 会員及び従業員等 (E) 約50名	4,442
医療機関の運営	クリニックの2026年4月譲渡・開院に向けた準備	(A) 2025年9月23日～2026年3月31日 (B) 札幌市内 (C) 10名	※開院が次年度のため受益者はない	0 ※開院が次年度のため計上 が次年度以降となる

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
物品の斡旋および販売	実施しない			0
役務の提供	実施しない			0

その他、この法人の目的達成のため必要な事業	実施しない			0
-----------------------	-------	--	--	---

2026 年度の事業計画書

2026 年 4 月 1 日 から 2027 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 コミュネット楽創

1 事業実施の方針

・本法人は、定款及び趣旨書に記載したことを目的に活動をする。

3つの障がい福祉事業所、精神科クリニックの運営を中心に、障がい者就労支援、障がい者生活支援、地域社会とのネットワーク作りを行う。

・精神科クリニック開業

精神科クリニックを新規開業する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
障がいを持った方等を対象とした福祉施設の運営 障がいを持った方等に対する生活支援 障がいを持った方等に対する就労支援	ホワイトストーンの運営	(A) 2026 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日 (B) 札幌市白石区 (C) 約 10 名	(D) 障がいを持った方等 (E) 約 50 名	33,480
障がいを持った方等を対象とした福祉施設の運営 障がいを持った方等に対する生活支援 障がいを持った方等に対する就労支援	コンポステラの運営	(A) 2026 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日 (B) 札幌市東区 (C) 約 10 名	(D) 障がいを持った方等 (E) 約 80 名	40,360

障がいを持った方等を対象とした福祉施設の運営 障がいを持った方等に対する生活支援 障がいを持った方等に対する就労支援	就業・生活相談室からびなの運営	(A) 2026年4月1日～2027年3月31日 (B) 札幌市北区 (C) 約10名	(D) 障がいを持った方等 (E) 約500名	31,475
福祉・医療向上のための啓発・研修	障がい者雇用・IPS・WRAP・ステップ・モデル等の学習会・研修会・研究	(A) 2026年4月1日～2027年3月31日 (B) 札幌市内 (C) 約10名	(D) 不特定 (E) 約50名	200
上記の活動に関する連絡・助言・援助	障害者雇用相談援助事業の事業実施準備と運営	(A) 2026年4月1日～2027年3月31日 (B) 北海道内 (C) 3名	(D) 不特定 (E) 不特定	3,205
福祉・医療向上のための啓発・研修	コミュニティ活性化事業「夜のお茶の間」の開催	(A) 2026年4月1日～2027年3月31日 (B) 札幌市内 (C) 4名	(D) 不特定 (E) 約200名	85
その他、この法人の目的達成のため必要な事業	事業活動の管理	(A) 2026年4月1日～2027年3月31日 (B) 札幌市内 (C) 3名	(D) 会員及び従業員等 (E) 約50名	4,712
医療機関の運営	精神科クリニックの運営	(A) 2026年4月1日～2027年3月31日 (B) 札幌市東区 (C) 10名	(D) 医療を必要とする方 (E) 約3000名	59,370

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の予算額 (単位：千円)
物品の斡旋および販売	実施しない			0
役務の提供	実施しない			0

その他、この法人の目的達成のため必要な事業	実施しない			0
-----------------------	-------	--	--	---

2025年度 事業別活動予算書
自 2025年4月1日 至 2026年3月31日

特定非営利活動法人 コミュニネット楽創

(単位:円)

科 目	法人全体	法人本部 (事務局)	障害者雇用 相談援助事業	お礼ステーション 運営事業	コンボステラ 運営事業	からびな 運営事業	就労支援 事業	地域ネットワーク 事業
I 経常収入(収益)								
会 費 収 入	200,000	200,000						
寄 付 金 収 入	10,000	10,000						
補助金・助成金収入	12,000,000	500,000	5,000,000			6,500,000		
訓練等給付	68,000,000			30,000,000	38,000,000			
運営事業収入	1,235,000	15,000		200,000	450,000	250,000	200,000	120,000
委託料	25,800,000					25,800,000		
授産収入	40,000			20,000	20,000			
受取利息・雑収入	45,000	10,000		15,000	20,000			
経常収入(収益)合計	✓107,330,000	735,000	5,000,000	30,235,000	38,490,000	32,550,000	200,000	120,000
II 経常支出(費用)								
1. 事務費								
職員給与	62,200,000	2,700,000	2,000,000	18,000,000	20,000,000	19,500,000		
職員手当	3,550,000	400,000	150,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000		
役員報酬	0	0						
法定福利費	10,340,000	400,000	340,000	3,000,000	3,400,000	3,200,000		
福利厚生費	1,490,000	150,000	30,000	430,000	450,000	430,000		
謝金・諸謝金	205,000	10,000		15,000	30,000	100,000	50,000	
会議費	30,000	5,000	5,000	5,000	5,000	10,000		
交際費	130,000	20,000	5,000	35,000	45,000	25,000		
仕入・材料費	0							
旅費交通費	1,950,000	350,000	100,000	500,000	500,000	450,000	50,000	
通信運搬費	1,050,000	20,000	20,000	280,000	400,000	320,000	10,000	
新聞図書費	95,000	10,000		50,000	35,000			
使用料・賃借料	2,410,000	60,000	50,000	650,000	1,000,000	600,000	50,000	
研修費	1,010,000	90,000	50,000	300,000	270,000	300,000		
消耗品費	520,000	5,000	5,000	150,000	250,000	100,000	10,000	
器具什器費	500,000		150,000	100,000	100,000	150,000		
修繕費	105,000			50,000	50,000	5,000		
印刷製本費	1,160,000	10,000	50,000	500,000	400,000	200,000		
水道光熱費	2,550,000			850,000	1,200,000	500,000		
地代家賃	10,150,000			4,300,000	4,200,000	1,650,000		
支払手数料	32,000	2,000		10,000	10,000	10,000		
租税公課	1,375,000	5,000		30,000	30,000	1,300,000	5,000	5,000
車両費	380,000			130,000	150,000	100,000		
諸会費	125,000	10,000		55,000	35,000	25,000		
保険料	850,000	40,000	40,000	210,000	340,000	220,000		
業務委託費	1,055,000	35,000		450,000	400,000	170,000		
減価償却費	500,000	100,000		300,000	100,000	0		
支払利息	15,000	15,000						
雑費	35,000	5,000	10,000	5,000	5,000	5,000	5,000	
事務費合計	✓103,812,000	4,442,000	3,005,000	31,405,000	34,405,000	30,370,000	180,000	5,000
2. 事業費								
消耗品費	15,000			5,000	5,000	5,000		
器具什器費	300,000			100,000	100,000	100,000		
教養娯楽費	1,200,000			150,000	650,000	400,000		
食料	100,000						20,000	80,000
事業費合計	✓1,615,000	0	0	255,000	755,000	505,000	20,000	80,000
3. 授産事業支出								
原材料費	0							
利用者工賃	38,000			19,000	19,000			
租税公課	2,000			1,000	1,000			
授産事業支出合計	40,000	0	0	20,000	20,000	0	0	0
経常支出(費用)合計	✓105,467,000	4,442,000	3,005,000	31,680,000	35,180,000	30,875,000	200,000	85,000
当期正味財産増加額	✓1,863,000	△3,707,000	1,995,000	△1,445,000	3,310,000	1,675,000	0	35,000
前期繰越正味財産額	△1,261,421	△130,973,270	△1,298,231	△11,636,267	△125,185,707	△5,811,894	0	0
事業部門間振替		35,000						△35,000
次期繰越正味財産額	✓601,579	△134,645,270	△696,769	△10,191,267	△128,495,707	△4,136,894	0	0

※ その他の事業は実施予定がない。またその他の事業にかかる資産等はゼロである

2026年度 事業別活動予算書
 自 2026年4月1日 至 2027年3月31日

特定非営利活動法人 コミュニネット薬剤

(単位:円)

科 目	法人全体	法人本部 (事務局)	障害者雇用 相談援助事業	ホトトギス 運営事業	コンボステラ 運営事業	からびな 運営事業	就労支援 事業	地域ネットワーク 事業	精神科クリニック (仮)
I 経常収入(収益)									
会 費 収 入	200,000	200,000							
寄 付 金 収 入	10,000	10,000							
補助金・助成金収入	12,000,000	500,000	5,000,000			6,500,000			
訓 練 等 給 付	77,000,000			35,000,000	42,000,000				
診 療 報 酬	53,100,000								53,100,000
運 営 事 業 収 入	1,235,000	15,000		200,000	450,000	250,000	200,000	120,000	
委 託 料	25,800,000					25,800,000			
授 産 収 入	40,000			20,000	20,000				
受取利息・雑収入	45,000	10,000		15,000	20,000				
経常収入(収益)合計	169,430,000	735,000	5,000,000	35,235,000	42,490,000	32,550,000	200,000	120,000	53,100,000
II 経常支出(費用)									
1. 事務費									
職 員 給 与	103,820,000	2,970,000	2,200,000	19,800,000	22,000,000	20,100,000			36,750,000
職 員 手 当	11,150,000	400,000	150,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000			7,600,000
役 員 報 酬	0	0							
法 定 福 利 費	10,340,000	400,000	340,000	3,000,000	3,400,000	3,200,000			
福 利 厚 生 費	1,490,000	150,000	30,000	430,000	450,000	430,000			
報 償 費・謝 金	205,000	10,000		15,000	30,000	100,000	50,000		
会 議 費	30,000	5,000	5,000	5,000	5,000	10,000			
交 際 費	130,000	20,000	5,000	35,000	45,000	25,000			
仕 入・材 料 費	0								
旅 費 交 通 費	2,250,000	350,000	100,000	500,000	500,000	450,000	50,000		300,000
通 信 運 搬 費	1,170,000	20,000	20,000	280,000	400,000	320,000	10,000		120,000
新 聞 図 書 費	95,000	10,000		50,000	35,000				
使 用 料・賃 借 料	2,530,000	60,000	50,000	650,000	1,000,000	600,000	50,000		120,000
研 修 費	1,610,000	90,000	50,000	300,000	270,000	300,000			500,000
消 耗 品 費	2,220,000	5,000	5,000	150,000	250,000	100,000	10,000		1,700,000
器 具 什 器 費	500,000		150,000	100,000	100,000	150,000			
修 繕 費	105,000			50,000	50,000	5,000			
印 刷 製 本 費	1,160,000	10,000	50,000	500,000	400,000	200,000			
水 道 光 熱 費	2,910,000			850,000	780,000	500,000			780,000
地 代 家 賃	21,550,000			4,300,000	7,800,000	1,650,000			7,800,000
文 払 手 数 料	32,000	2,000		10,000	10,000	10,000			
租 税 公 課	3,075,000	5,000		30,000	30,000	1,300,000	5,000	5,000	1,700,000
車 両 費	380,000			130,000	150,000	100,000			
諸 会 費	625,000	10,000		55,000	35,000	25,000			500,000
保 険 料	850,000	40,000	40,000	210,000	340,000	220,000			
業 務 委 託 費	2,555,000	35,000		450,000	400,000	170,000			1,500,000
減 価 償 却 費	500,000	100,000		300,000	100,000	0			
支 払 利 息	15,000	15,000							
雑 費	35,000	5,000	10,000	5,000	5,000	5,000	5,000		
事 務 費 合 計	171,232,000	4,712,000	3,205,000	33,205,000	39,585,000	30,970,000	180,000	5,000	59,370,000
2. 事業費									
消 耗 品 費	15,000			5,000	5,000	5,000			
器 具 什 器 費	300,000			100,000	100,000	100,000			
教 養 娯 楽 費	1,200,000			150,000	650,000	400,000			
食 材	100,000						20,000	80,000	
事 業 費 合 計	1,615,000	0	0	255,000	755,000	505,000	20,000	80,000	0
3. 授産事業支出									
原 材 料 費	0								
利 用 者 工 賃	38,000			19,000	19,000				
租 税 公 課	2,000			1,000	1,000				
授産事業支出合計	40,000	0	0	20,000	20,000	0	0	0	0
経常支出(費用)合計	172,887,000	4,712,000	3,205,000	33,480,000	40,360,000	31,475,000	200,000	85,000	59,370,000
当期正味財産増加額	△ 3,457,000	△ 3,977,000	1,795,000	1,755,000	2,130,000	1,075,000	0	35,000	△ 6,270,000
前期繰越正味財産額	601,579	△ 134,645,270	696,769	10,191,267	128,495,707	△ 4,136,894	0	0	0
事業部門間振替		35,000						△ 35,000	0
次期繰越正味財産額	△ 2,855,421	△ 138,587,270	2,491,769	11,946,267	130,625,707	△ 3,061,894	0	0	△ 6,270,000

※ その他の事業は実施予定がない。またその他の事業にかかる資産等はゼロである